

## 1 適用

この特記仕様書は、令和5年度浜名湖花博 2024 修景植栽工事（第1工区）に適用する。  
なお、本工事は令和5年から令和6年にわたるものである。

## 2 工事概要

- (1) 工事場所 浜松市西区村櫛町 地内
- (2) 施設名称 浜名湖ガーデンパーク
- (3) 工事内容 浜名湖花博 2024 の開催に伴う会場の修景植栽、植栽の維持管理、植栽の撤去・復旧、残土の処分
- (4) 工事箇所 別紙1、別紙2参照
- (5) 留意事項

### ①修景植栽

- ・本工事における修景植栽は、大きく分けて秋植栽、春植栽、初夏植栽の3期に分かれている。秋植栽は令和5年11月頃を予定しており、秋植栽に先立って、既存植物の移植、土壌改良、客土等を先行させる必要があることから、受注後速やかに資機材調達等の準備を行うこと。
- ・植栽にあたっては、係員からの指示に基づき、デザイン意図を理解した上で施工すること。なお、係員が施工者による配植に適さないと判断した花壇については、係員が植物の配置を行う。
- ・植栽箇所について、植栽後は維持管理を行うこと。

### ②植物支給

- ・植栽する植物は事務局から支給するので（芝生は除く）、バックヤードで引渡しを受けること。なお、植物の引渡しが円滑に進むよう、花壇別の植栽工程について、係員等と調整を図ること。

### ③植栽維持管理

- ・係員からの指示に従い実施すること。
- ・植物維持管理における巡回の内容については、植物の状態に応じて点検項目・作業内容を係員と調整のうえ決定するものとする。

### ④残土の処分

- ・発生した残土について、バックヤードの所定の位置に運搬し、花博終了後に処分すること。

### ⑤関係者との調整

- ・監督員、係員及び浜名湖ガーデンパーク指定管理者と工程等について調整した上で工事を進めること。

### ⑥その他工事との調整

- ・浜名湖ガーデンパークでは、本工事の他にも多くの工事（※）が実施されていることから、それぞれの工事が円滑に進むよう、各工事関係者と調整を図ること。

※令和5年9月から令和6年3月まで園内各所で建築・土木工事が実施される予定。

#### ⑦安全管理

- ・工事にあたっては、来園者の安全を第一とし、立入禁止措置や園内の徐行等十分な安全対策を講じること。また、重機の使用や薬剤散布等、作業の内容によっては作業可能時間が制限される場合があるので、その指示に従うこと。

### 3 施工の原則

本工事は契約書、図面並びに本特記仕様書に基づき、監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

### 4 法令の遵守

本工事に関係ある法令及び条例、規則等を遵守し、必要な手続きなどは受注者が遅滞なく行うこと。

### 5 既存建築物等の保護

工事中は浜名湖ガーデンパーク内の既存建築物等に支障を及ぼさないように、必要な保護手段を講じなければならない。

既存建築物等に損傷を与えた場合、又はやむを得ず一時撤去などの必要が生じた場合は、監督員に報告の上、管理者の承認を受けて適切な措置をとらなければならない。

### 6 契約直後の提出書類

◎請負代金内訳書（1部、契約締結後10日以内）

◎主任技術者等通知書（2部（1部は受注者返却）、契約締結後10日以内）

◎建設業退職金共済制度等の掛金納入書（1部、契約締結後30日以内）

建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用掛金納入書

◎火災保険その他損害保険加入届出書（1部、加入後直ちに）

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、その証券を遅滞なく提出（提示可）すること。（保険期間は工期末+14日程度）

◎工程表（2部（1部は受注者返却）、契約締結後10日以内）

◎誓約書（1部、契約締結時（元請、下請分全て））

### 7 墜落制止用器具

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）において規定される墜落制止用器具の選定要件に該当する場合は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。

### 8 材料検査簿

監督員の検査を受けて使用すべき主要な使用材料（機材）は、以下のとおり。

- ・堆肥、芝生、土等、本工事で使用する材料

## 9 現場発生物

現場発生物の処理は、全て監督員の指示に従わなければならない。

また、発生した廃棄物及び有価物は、適正に処理し必要書類を提出すること。

## 10 工事時間

平日：午前8時30分から午後5時まで

ただし、工事施工の都合上、工事時間の延長、夜間作業、土曜・日曜及び祝日などに作業を必要とする場合は、予め監督員の承認を得なければならない。

## 11 受注者の負担

次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽微な事項で、設計図書になくても欠くことのできない材料、機器及び作業の費用
- (2) 軽微な事項で、施工上障害となる物の除去費用及び発生した不用物件の片付けに要する費用
- (3) 工事のため、第三者に与えた損害で受注者の責に帰すべきものの賠償に要する費用、又は、施工により既存建築物等に与えた損傷の復旧に要する費用
- (4) 各種試験検査に要する費用
- (5) 軽微な補修塗装に要する費用
- (6) 完成図書、報告書、写真などの書類作成に要する費用
- (7) 軽微な事項で工事中の危険防止に要する費用
- (8) 法令、条例などの届出、検査費用

## 12 設計図書の内容

設計図書の内容に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督員の指示による。

## 13 提出書類

受注者は、静岡県工事執行規則（昭和50年3月25日 規則第16号）によるものの他、以下の書類を提出すること。

- ◎総合施工計画書（工種別施工計画書を含む形でも可）（2部（1部は受注者返却））
- ◎施工体制台帳及び施工体系図（1部）
- ◎使用材料（機器）報告書（2部（1部は受注者返却））
- ◎材料確認簿（2部（1部は受注者返却））
- ◎材料検査簿（2部（1部は受注者返却））
- ◎工事写真（1部）

（「営繕工事写真撮影要領（平成31年版）」及び「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編、解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編（平成30年版）」によるほか、監督員の指示により撮影する。

また、「デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書」による）

- ◎完成図書（1部）（◎完成図 ◎官公庁届出書 ◎完成写真 を含む）

## 14 週休2日推進工事

本工事は、週休2日推進工事の対象外である。

## 15 その他

本工事においては、予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開・提供する。

数量書は、入札参加者等の積算の効率化を図ることを目的に参考資料（参考数量）として公開・提供するものであり、設計図書ではない。

入札等の際には、設計図書（図面及び仕様書等）に従い積算すること。